

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

東京都は、子供たちが健やかに育ち、全ての人が希望をもって活躍できる社会の実現を目指しています。子供・若者は次代の社会の担い手であり、その健やかな成長は将来の東京の発展の礎をなすものです。

都は平成 27 年、東京都子供・若者計画を策定し、子供・若者が社会の一員として敬愛され、かつ、良好な環境の中で、心身ともに健やかに成長できるよう、福祉、教育、雇用、男女平等、青少年健全育成等の各分野の施策において、様々な取組を行ってきました。

令和 2 年には東京都子供・若者計画（第 2 期）を策定し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野を超えた連携・協働を進めてきました。

子供・若者を取り巻く社会状況は、少子高齢化や情報化、グローバル化の急激な進行など、大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症の流行は、つながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少などをもたらし、ヤングケアラーをはじめとする様々な問題に通底する孤独・孤立などの社会課題も顕在化しています。

また、困難を有する子供・若者については、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、若年無業者（ニート）、ひきこもり等の問題が相互に影響しあうなど、様々な問題を連綿と複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっていることが指摘されています。令和 5 年の第 33 期東京都青少年問題協議会の「犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援」に関する答申においても、いわゆる「トー横」に「居場所」を求めて来訪する青少年の背後にある、虐待やいじめへの対策等といった、彼らの根本の悩みを解消するための施策が非常に重要であることも指摘されました。

こうした状況やこれまでの都の取組を踏まえ、子供・若者の一人ひとりが健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「東京都子供・若者計画（第 3 期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく都道府県子ども・若者計画として、国のこども大綱における子ども・若者育成支援推進法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を勘案し策定します。

子供・若者への支援は、福祉、教育、雇用など、関連分野における施策を総合的に行うことが必要となります。都では、「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」(案)を推進するため、子供・若者分野の施策を含む計画として、「東京都教育ビジョン」、「東京都子供・子育て支援総合計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」、「東京

都職業能力開発計画」等を策定しています。さらに、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」となる「こども未来アクション」を策定しています。

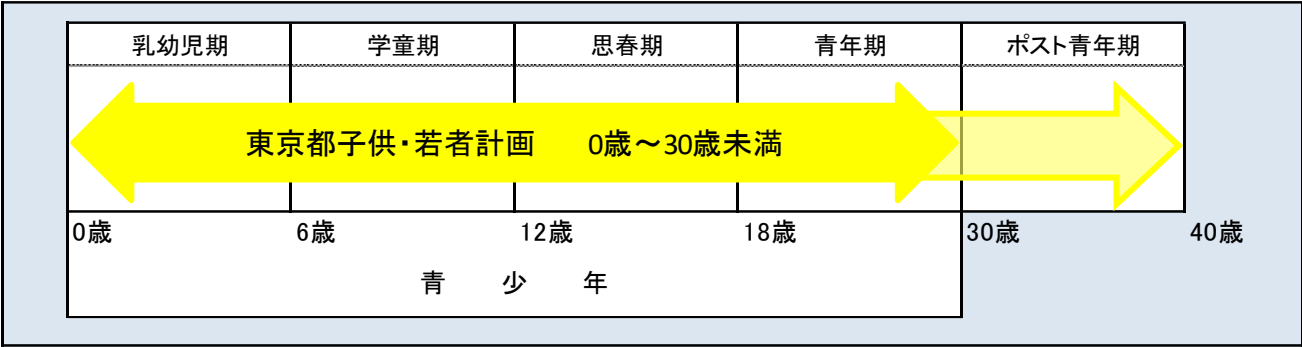
本計画は、「2050 東京戦略」（案）を推進する観点から、基本方針及び施策推進の視点を示したうえで、都の様々な分野の計画等と整合を図りながら子供・若者の育成支援に関わる施策等を体系化することで、取組の状況及び方向性を示し、子供・若者育成支援を効果的に推進します。

また、乳幼児期からポスト青年期までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子供・若者を支援するために、都のみならず、区市町村、国、関係機関、民間団体等との連携を含む地域における子供・若者育成支援のネットワークづくりを推進していきます。

3

計画の対象

本計画の対象となる子供・若者の範囲は、国が定めた「こども大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期までの青少年としますが、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期も対象とします。



4

計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。